平成26年度

九 州 歯 科 大 学 大 学 院 歯学研究科 (修士課程) 学 生 募 集 要 項 (社会人特別選抜を含む)



公立大学法人 九 州 歯 科 大 学

アドミッション・ポリシー

- I 九州歯科大学の理念
 - 〇高度な専門性を持った歯科医療人の養成
 - ○地域医療の中核的役割を果たす
 - ○歯科医学を支える研究の推進

Ⅱ 求める学生像

本学大学院歯学研究科では、その設置理念や目的に基づき、次のような人を広く求めます。

- (1) 歯学領域を中心とした生命科学の研究に強い興味を持ち、自ら研究に取り組んでいく意欲を持つ人
- (2) 高度な専門的知識と技術を身につけた臨床医あるいは教育・研究者として携わる 意思を持つ人
- (3) 地域社会と連携した研究を推進しようとする人
- (4) 国際的な視野に立って世界をリードする研究を推進しようとする人
- (5) 社会人として勤務している傍ら歯学領域の研究に取り組む意欲と能力を持つ人

口腔保健学専攻の目標

口腔保健学専攻は本学の理念に基づき、医療分野では高度専門医療人として歯科医師との連携のもと、リサーチマインドを持ったより高度な歯科診療を実践できる人材の養成、保健・福祉分野においては多職種連携のもと摂食嚥下に係るリハビリテーションや食を通じた生活支援ができる地域の中核的な人材の養成、教育分野では将来の本学において口腔保健学分野を教授できる人材の養成、および研究分野では口腔保健学の学際的枠組みを構築し、これを発展・向上させるため新しい学際的地平を切り開くことのできる人材を養成し、もって地域の医療・保健・福祉の発展・向上に寄与することを目標としています。

平成26年度 九州歯科大学大学院歯学研究科(修士課程)学生募集要項 【口腔保健学専攻】

1. 専攻および募集人員

専 攻 定 員		
	専 攻	定員
募集人員 3名口腔保健学社会人特別選抜を含む,備考1)	口腔保健学	(社会人特別選抜

備考1 社会人特別選抜で入学できる者とは、本学歯学研究科入学時に、すでに就業しているか、または入学後に就業することが見込まれている者を指します。

なお、この特例により入学を許可された学生は、正規の授業時間帯の他、あらかじめ指導教授および履修を希望する授業科目の担当教員と協議し、特定の時間または時期に授業および研究指導を受けることができます。

2. 出願資格

- (1) 大学(短期大学を除く。)を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 104 条第 4 項の規定により独立 行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の 学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を 修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付け られた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学させる本学大学院 において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22歳に達した者
- (10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認める者(※ただし、大学卒業に必要な全単位の80%以上の単位を3年次終了までに修得し、総修得範囲のうち優以上の単位の比率が90%以上とする。)
- (11) 前各号の一の資格を平成26年3月31日までに取得見込みの者

3. 出願資格の認定

出願資格の(8)から(10)の一に該当する者は、事前に出願資格の確認を行いますので、下記の要領により平成25年11月20日(水)17時までに必要書類を5-(2)に記載の出願先に提出し、出願資格の認定を受けた後、出願してください。

(1) 提出書類

- ① 入学試験出願資格認定申請書:本学所定の用紙を使用
- ② 履歴書(学歴・職歴・研究歴等: 本学所定の用紙を使用
- ③ 有資格を証明するもの: 資格証の写しなど
- ④ 在 職 期 間 証 明 書:本学所定の用紙を使用(履歴書に記載の職歴に係るもの)
- ⑤ 卒 業 証 明 書:最終出身教育機関長(短大・専門学校等)が作成したもの
- ⑥ 成 績 証 明 書:最終出身教育機関長(短大・専門学校等)が作成したもの
- ⑦ 出願資格(8)に該当する者は、上記③から⑥の書類に代えて出身大学の学長(学部長)が作成した 成績証明書と、在学大学院の研究科長等が作成した成績証明書及び在学証明書
- ⑧ 出願資格(10)に該当する者は、上記③から⑥の書類に代えて出身大学長(学部長)が作成した成績証明書及び在学証明書
- ⑨ 返 信 用 封 筒:定形封筒(23.5cm×12cm)に80円切手を貼付し、申請者の住 所・氏名を明記すること
- (2) 認定結果の通知は、平成25年11月29日(金)に郵送により通知します。
- (3)出願資格に疑義のある場合は、5-(2)に記載の出願先に問い合わせてください。

4. 出願期間および試験期日等

出願期間	平成25年12月 2日(月)~平成25年12月16日(月)
試験期日	平成26年 1月10日(金)
合格発表	平成26年 1月24日(金)
入学手続期間	平成26年 2月 7日(金)~平成26年 2月14日(金)

5. 出願手続

(1) 出願方法

持参の場合 午前9時から午後5時まで受付を行います。

ただし、土曜日、日曜日は受け付けません。

郵送の場合書留速達郵便とし、期間内に必着のこと。

封筒に「大学院(修士課程)入学願書在中」と朱書してください。

(2)出願先

〒803-8580 北九州市小倉北区真鶴2丁目6番1号

九州歯科大学教務企画班 電話 (093) 582-1131 内線 7244

FAX (093) 582-6000

e-mail: kyoumu@kyu-dent.ac.jp

(3) 出願書類

①入 学 願 書 : 本学所定の用紙を使用

②成 績 証 明 書 : 出身大学長(学部長)等が作成のうえ厳封したもの

③卒業等(見込)証明書 : 出身大学長(学部長)等が作成したもの

④写 真 : 上半身無帽正面向き、縦4cm×横3cm、出願前3ケ月以内に撮

影したものを、受験票に貼付すること。

⑤入 学 考 査 料 : 30,000円

本学所定の振込用紙で納付し、その領収書の写しを添付すること。

⑥志 願 理 由 書 : 関心を持つ分野、研究に対する抱負、将来の計画等についてA4版

用紙に記載すること。(様式任意)

⑦健 康 診 断 書 : 本学所定の用紙に医師が記入したもの

⑧返 信 用 封 筒 : 定形封筒 (23.5cm×12cm) を同封すること

(書留郵便料として500円切手を貼付し、出願者の住所・氏名を明記すること)

⑨社会人特別選抜入学志願者は、「勤務先の承諾書又は就業見込み証明書」を添付すること。

(4) 受験票の送付

出願書類を受理したときは、「受験票」を発送します。試験日の7日前までに受験票が到着しない場合は、下記までお問い合わせください。

九州歯科大学 教務企画班 電話 (093) 582-1131 内線 7244

6. 身体に障害を有する入学志願者の方へ

本学に入学を志願する方で、身体に障害(学校教育法施行令第22条の3に定める身体障害の程度)がある方は、受験上、また修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、平成25年11月20日(水)までに次の事項を記載した申請書を教務企画班へ提出のうえ、ご相談ください。

- (1)申請書の記載内容(A4版、様式任意)
 - ① 志願者の氏名・住所・連絡先電話番号等
 - ② 出身大学等名
 - ③ 障害の種類・程度(現に治療中の場合は、医師の診断書を添付)
 - ④ 受験上及び就学上特別な措置を希望する事項

- ⑤ 出身大学等でとられていた措置
- ⑥ 日常生活の状況

7. 試験期日および場所

期日	試 験 科 目	時 間	場所
	英語 試験	9:00~10:00	
1月10日(金)	専門 試験	10:10~11:10	九州歯科大学
	面接	13:00~	

- *英語試験について
- (1)辞書持込可(電子辞書を除く)
- (2) 出願時に、次の①~②のいずれかの資格等の取得証明書を提出した者は、英語試験が免除されます。
 - ①TOEFLのスコア 550 点以上(コンピューターTOEFL213 点以上)
 - ②TOE I Cのスコア 750 点以上
- *専門試験について
- ①口腔保健学、②口腔健康増進学、③口腔治療リハビリテーション系歯科医学、④ライフステージ 歯科栄養学のうち1科目を選択(願書及び受験票に受験科目を記載してください)

(専門試験の内容)

- ①口腔保健学(歯科衛生士業務主要3科目(歯科保健指導、診療補助、予防処置))
- ②口腔健康增進学(口腔衛生学)
- ③口腔治療リハビリテーション系歯科医学(歯科臨床全般)
- ④ライフステージ歯科栄養学(栄養学のうち歯科に関連する事項)

8. 合格発表

本学において掲示発表するほか、本人へ郵送により通知します。なお、電話等による合否の問い合わせには一切応じられません。

9. 入学手続

合格通知を受けたものは、関係書類の提出、入学料の納入及びその他の手続を所定の期日までに完了 しなければなりません。詳細は別途通知します。

参考事項

(1) 入学料 県内の者 282,000円

県外の者 520,000円

(2)授業料 (年額) 535,800円(4月・10月の2期に分けて納付)

*(1)(2)の額は公立大学法人九州歯科大学の授業料等に関する規程に定めるものであり、平成26年

度の額および納入方法は「入学案内」で詳細に記します。(在学中に授業料の額が改定された場合は、 改定後の授業料の額が適用される予定です。)

- *納付された入学金は、返還しません。
- *県内、県外の取り扱いについて

ア「県内の者」とは、入学しようとする者(以下「入学者」という。)の生計の主たる維持者(入学者が生計の主たる維持者である場合は入学者)が入学しようとする年の前年の3月1日から入学手続の日まで引き続き福岡県内に居住している者、または生計の主たる維持者が、勤務等の事由により県外居住者であっても、入学者を含む家族の大半が福岡県内に居住している者をいう。

イ「県外の者」とは、アに該当しない者をいう。

10. 注意事項

- (1) 入学願書ならびに受験票には、専門試験の受験科目を明記してください。
- (2) いったん受理した出願書類、入学考査料は理由の如何を問わず返還できません。
- (3) 出願に伴う個人情報については、入学者選抜及び合格通知並びに入学手続を行うために使用します。また、合格者の入学後は、教務関係(学籍管理等)、学生支援関係(健康管理、授業料減免、奨学金申請等)、授業料徴収に関する業務及び調査・研究(入試の改善や志願動向の調査・分析)のために使用します。なお、出願者本人の同意を得ることなく他の目的での利用または第三者への提供は行いません。
- (4) 大学に3年以上在籍した者で、本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものとして入 学した者の学部生としての学籍上の身分は、退学となります。従って、各種国家試験等の受験資 格で、大学の学部卒業が要件になっているものについては、受験資格が無いことになりますので、 十分に注意してください。
- (5) 長期履修制度について

就業(定職)している者等については、標準の修業年限を越えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して課程を修了することができる制度があります。

この制度による授業料は、標準の修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることとなります。

なお、長期履修期間の年限等この制度の詳細については、本研究科に照会してください。

11. 主な研究内容

内容

- ●保健所、市町村保健センター、学校、事業所等の地域歯科保健の現場や病院、高齢者施設等で歯 科疾患や歯科保健管理の実態を把握し、地域の歯科保健上の健康課題を明らかにするための研究 を行う。
- ●口腔疾患予防のための生涯を通じた口腔保健管理についての理論を学び、保健行動理論、医療コミュニケーション、運動障害・知的障害・身体障害者等における歯科衛生士としての実践的研究を行う。
- ●口腔内微生物の定着機序、定着によって引き起こされる宿主応答、感染と微生物の病原因子、定着微生物の除去による感染の予防などについての細菌学的および免疫学的研究を行う。
- ●歯・歯周組織を除く口腔硬組織・軟組織疾患の機序の解明を、実験的手法を用いて行う。
- ●メタボリックシンドロームなどのエネルギー代謝異常状態における免疫応答の変化について、特に各種アディポカインが免疫細胞に与える影響を、細胞分子生物学的手法および疫学的手法を用いた研究を行う。
- ●摂食行動に関わる情報の処理や統合、運動の発現や遂行、あるいは記憶や学習などにおける大脳 皮質の役割について、ヒトを対象とした非侵襲的な方法による研究を行う。
- ●歯周疾患を中心とした口腔内のケア・治療を行い、それを維持するメインテナンス・SPT治療の有効性とその効果を全身的な機能や精神的な影響、栄養状態に関して研究を行う。(※)
- ●歯周病や残存歯数、咀嚼能などの口腔内の状況と動脈硬化や糖尿病などの全身の状況との関係を解明するため、地域住民の歯科・内科検診データベースを使った疫学研究や臨床および基礎研究を行う。(※)
- ●歯科衛生士に必要な口内炎などの口腔内科的疾患に対する臨床エビデンスに基づいた診断・治療・口腔ケアシステムの構築を行う。(※)
- ●口腔機能の向上および摂食・嚥下リハビリテーションについて、様々なフィールド・ライフステージ・ライフスタイルに応じた臨床学的な実践研究を行う。(※)
- ●食べる機能の発達・維持・回復、齲蝕予防、摂食・嚥下障害や要介護の原因となる生活習慣病の 予防、口腔のトラブルによって起こりうる低栄養の防止など歯・口と全身の健康を保つために必 要と思われる分子生物学的手法を用いた基礎研究と疫学的手法を用いた臨床または疫学的調査研 究を行う。
- (※) 臨床系研究の履修に際しては、医療行為を伴うため医療系資格(歯科医師、歯科衛生士、 看護師等)を必要とします。